

熊本県公報

号外 第42号
令和3年(2021年)
8月19日(木)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の要請の終期の変更…………… (健康危機管理課) 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請の終期の変更…………… (") 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請(飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店及びその認証の申請を行っている飲食店に係るものを除く。)の終期の変更…………… (") 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請(飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店及びその認証の申請を行っている飲食店に係るものに限る。)の終期の変更…………… (") 1
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の入場者の整理等の要請…………… (") 1

告 示

熊本県告示第726号の2

令和3年(2021年)8月5日熊本県告示第688号の4で告示した新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置としての施設の営業時間の短縮の要請については、その終期を同年9月12日(日)に変更したので告示する。
令和3年(2021年)8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第726号の3

令和3年(2021年)8月5日熊本県告示第688号の5で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年9月12日(日)午後12時に変更したので告示する。
令和3年(2021年)8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第726号の4

令和3年(2021年)8月5日熊本県告示第688号の6で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年9月12日(日)午後12時に変更したので告示する。
令和3年(2021年)8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第726号の5

令和3年(2021年)8月5日熊本県告示第688号の7で告示した新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の協力要請については、その終期を同年9月12日(日)午後12時に変更したので告示する。
令和3年(2021年)8月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第726号の6

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の6第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域(以下「措置区域」という。)及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止

するために必要な措置を講ずるよう要請したので告示する。

令和3年(2021年)8月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 措置区域
熊本市全域
- 2 期間
令和3年(2021年)8月20日(金)から令和3年(2021年)9月12日(日)まで
- 3 要請内容
4に掲げる施設の管理者に対して、次に掲げる措置(食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設(ネットカフェ、マンガ喫茶等夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設及び宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設を除く。)にあっては、(2)に掲げるものに限る。)を講ずるよう要請した。
 - (1) 入場者が密集しないよう整理及び誘導をすること。
 - (2) 施設の入場者の人数管理及び人数制限等を行うこと。
- 4 対象施設
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項第7号に規定する物品販売業を営む店舗(生活必需物資の売場を除く。)